

鹿島公共職業安定所における個人情報の漏えい事案について

令和7年9月29日

佐賀労働局（局長 ^{じょう}城 ^{としかつ}寿克）は、鹿島公共職業安定所（以下「鹿島所」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

鹿島所において、事業所Aの雇用保険事務担当者B（以下「担当者B」という。）が来所し、従業員Cの育児休業給付の申請を行った際、職員Dが本来返却書類として必要のない従業員Cに係る被保険者台帳を誤って交付したものの。

誤って交付した被保険者台帳には、従業員Cの氏名、雇用保険被保険者番号、性別、生年月日、金融機関口座番号、住所、電話番号、過去に勤務していた事業所に係る雇用保険受給資格取得日・喪失日、賃金月額、資格取得時の1週間の所定労働時間、雇用保険支給番号等が記載されていた。

2 事案経過等

- (1) 令和7年8月26日、事業所Aの担当者Bは、従業員Cに係る育児休業給付の申請手続のために鹿島所を訪問し、窓口申請書類を提出した。

対応に当たった職員Dは、従業員Cの育児休業給付の支給要件を満たしているかを確認するため、従業員Cの被保険者台帳を出力した。同時に、申請書類を確認したところ、不足書類があったため、不足書類を添付した上で再提出するよう案内した。この際、申請関係書類を全て担当者Bに返却したが、誤って従業員Cの被保険者台帳が紛れ込んだ状態で返却してしまった。

- (2) 同年8月29日、担当者Bは、鹿島所を訪問し、窓口申請書類を再提出した。

このとき、職員Dは、他の来所者の対応に時間を要していたため、担当者Bに対し、前回不足していた書類を添付したことを口頭で確認した上で、申請書類を一旦受理した。

- (3) その後、職員Dは、受理した申請書類を確認した際、従業員Cの被保険者台帳が紛れ込んでいたことに気づき、そこで担当者Bが前回来所した際に従業員Cの被保険者台帳を誤交付していたことが発覚した。職員Dは該当書類を回収した後、所長に本件事案を報告した。報告を受けた所長は、職員Dに対し、担当者Bに連絡し、本件事案に

ついて謝罪するよう指示した。

- (4) 同日、職員Dが担当者Bに連絡し、本件事案について説明の上、謝罪し了解を得た。
なお、担当者Bからは、既提出の書類に修正等の必要がなく、不足書類を提出すればよいということもあり、①書類の返却後、返却書類一式を確認していないこと、②8月29日に不足書類を添付し再提出したため、誤交付された書類の内容は見ていないことを確認した。
- (5) 同日、従業員Cの勤務場所に、鹿島所の管理課長と統括職業指導官が赴き、従業員Cに対して本件事案を説明の上、謝罪し了解を得た。

3 個人情報漏えいによる二次被害有無

上記2(4)のとおり、現時点では、二次被害は確認されていない。

4 発生の原因

文書の交付・返却に当たっては、文書の混入や紛失防止のための基本動作である「他の文書が混入していないかの確認」をすべきところ、十分に確認をせず事業所に書類を返却してしまったこと。

5 再発防止策

【鹿島所の対応】

- (1) 8月29日、臨時職員会議を行い、所長から本事案の概要、発生原因等を説明するとともに、書類の返却を含む交付時には、相手方と交付物の中身を一枚ずつ相互に確認することなど、個人情報漏えい防止に係る基本動作の徹底について指示した。
- (2) 同月30日、全体朝礼において、所長から全職員に対し、窓口で書類を交付する際の基本動作の徹底、及び、「個人情報保護に関する研修テキスト」を用いた緊急自主点検を9月5日までに完了することを口頭で指示し、期日までに全職員の完了を確認した。
- (3) 9月3日から11日にかけて、窓口で書類を交付する際の実技研修を、所長、管理課長及び統括職業指導官が指導役となり、全職員に対して実施した。
- (4) 9月12日、個人情報漏えい防止のため、窓口に戻却書類の相互確認の依頼及びそのための待ち時間の発生に係る理解を求める掲示物を設置した。

【佐賀労働局の対応】

- (1) 9月2日、全所属に対し、総務部から誤交付による個人情報漏えい事案が発生したことを説明し、個人情報の誤交付が生じないよう基本動作の徹底の確実な実施を指示した。

- (2) 9月8日、局議において、総務部長から幹部職員に対し、事案の説明・注意喚起を行い、管理者自ら所属内の点検を行うよう指示した。
- (3) 12月実施予定の文書管理監査において、鹿島所に対し、個人情報漏えい防止に係る基本動作が徹底されているか、総務課長が直接確認を行う。
- (4) 9月11日、職業安定部長から各安定所長に、個人情報漏えい防止にかかる基本動作の徹底について、指示を行った。
- (5) 9月17日、再発防止策の実施確認のため、職業安定部長が鹿島所を訪問し、基本動作及び改善策が実施されていることを確認した。

【担当】

佐賀労働局職業安定部長

町田 千尋（電話 0952-32-7216）

佐賀労働局職業安定課長補佐

古川 恭子（電話 0952-32-7216）

鹿島公共職業安定所長

喜久川 智英（電話 0954-62-4168）